○法務省告示第三百九十号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十四年九月十八日

法務大臣　滝　実

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
横浜地方法務局栄出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年十月一日
横浜地方法務局横須賀支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年十月一日
さいたま地方法務局鴻巣出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年十月一日
さいたま地方法務局熊谷支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年十月一日
さいたま地方法務局東松山支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年十月一日
長野地方法務局木曽支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年十月一日
神戸地方法務局八鹿出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年十月一日
金沢地方法務局輪島支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年十月一日
広島法務局三次支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年十月一日
広島法務局廿日市支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年十月一日
盛岡地方法務局一関支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年十月一日

○財務省告示第三百六号

登録免許税法別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で同項の第一欄の財務大臣が指定するもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で同項の第三欄の財務大臣が指定するもの並びに同条に規定する財務大臣が指定する者を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月十九日から適用する。

平成二十四年九月十八日

財務大臣　安住　淳

別表独立行政法人原子力安全基盤機構の項の第四欄中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

○厚生労働省告示第五百十号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二の一の3の(7)中「若しくはフィリピン人看護師等」に改め、「フィリピン人看護師等をいう。以下同じ。」の下に「若しくはベトナム人看護師等（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）」を加え、同3の(8)中「若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の4」を「、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の4若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の4」に改め、同3の(9)中「若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5」を「、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5」に改め、同二の3の(2)中「及びフィリピン人介護福祉士候補者」を「、フィリピン人介護福祉士候補者」に改め、「フィリピン人介護福祉士候補者をいう。）」の下に「及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。）」を加え、同3の(4)中「若しくはフィリピン人看護師等」を「、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等」に改める。

第三の一の2の(2)及び二の2の(2)中「若しくはフィリピン人看護師等」を「、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等」に改める。

○厚生労働省告示第五百十一号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二の一の3の(7)中「フィリピン人看護師等若しくは」を「フィリピン人看護師等をいう。以下同じ。」に改め、「インドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）」の下に「若しくはベトナム人看護師等（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）」を加え、同3の(8)中「若しくはインドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の4」を「、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の4若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の4」に改め、同3の(9)中「若しくはインドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5」を「、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5」に改め、同二の3の(2)中「フィリピン人介護福祉士候補者、」に改め、「規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）」の下に「及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の